

規範的理由の本性

鈴木 真 (Makoto Suzuki)

名古屋大学大学院人文学研究科

本発表では規範的理由の理論について検討する。「理由 reasons」と呼ばれるものに異なったタイプのものであることは広く認められており、多くの論者は説明的理由 (explanatory reasons)、動機づけ理由 (motivating reasons) と規範的理由 (normative reasons) の区別を認める。大まかに言って、説明的理由が何であれ出来事や事実を説明するものであるのに対し、動機づけ理由と規範的理由は人々の行為や志向的態度 (たとえば、信念や欲求) に対する正当化に関わる。動機づけ理由は、人々が何かをしたり信じたりしたときにそれを説明しつつ (可能な推論を通じた) 見かけ上の正当化を提供するものである。たとえば、私が目の前のビール缶から液体を飲むとき、その行為の動機づけ理由とは (ディヴィッドソン-スミス流に動機づけ理由を心理的状态と考えるなら) ¹私のどのどの渇きをいやしたいという欲求と、目の前のビール缶から液体を飲めばどのどの渇きはいやされるという信念の組み合わせだと考えられる。ビール缶にはビールでなくて軽油が入っていて私の信念が間違っており、実際は私の行為をこうした信念と欲求の組み合わせが正当化しないとしても、その見かけがあるので、それでもこの組み合わせは動機づけ理由ではある。これに対して規範的理由は、ある可能な行為や志向的態度に対して本当の正当化を提供するものだと言われる。本発表は規範的理由に焦点を当てる (以下、理由と言えは規範的理由を指すこととする)。

行為に対する理由と信念に対する理由の研究は長年倫理学・行為の哲学と認識論に分かれて行なわれてきたが、近年では両方に通底する理由の理論を擁護しようとする試みが出てきている。その試みとして代表的な見解は三つある。第一に、理由とは、類義語によって「(行為など) を支持する考慮 a consideration that counts in favor of」²のように特徴づけることしかできず、定義できない、独特な sui generis 性質 (をもつもの) だという立場である。この理由の原始性質 primitive property 説をとる論者は、諸々の行為あるいは思考的態度の理由のタイプあるいはトークンが特定できないと言っているのではなく、それらに共有される性質を一般的に定義づけることができないと主張しているのである。この立場を採る論者には、理由が他のあらゆる規範性を持つ事象 (代表的には、当為 ought・責務、事態の価値 [善悪]、徳・悪徳) よりも基本的だという理由基礎づけ主義 reasons fundamentalism を採用する者が多い³。

¹ 動機づけ理由は心理的状态そのものではなくその志向的対象となる事態の方だという立場もありうる。たとえば、Finlay, S. (2006) "The Reasons That Matter." *Australasian Journal of Philosophy* 84: 1-20.

² Scanlon, T. (1998) *What We Owe to Each Other*. Harvard University Press.

³ 代表的には、Parfit, D. (2011) *On What Matters*. 2 vols. Oxford University Press や Scanlon (1998).

第二に、理由は真なる当為命題を説明するという性質に存するという見解がある⁴。理由とは、なぜある者が行為したり、信じたりすべきなのか—何故それが真なのか—を説明するという性質（をもつ事実）なのである。この「理由の当為説明 reasons as explanations of oughts」説では、理由でなく当為の方が基本的な規範性の源になりうる⁵。

第三に、理由は当為命題の証拠に存するという見解がある⁶。理由とは、ある者が行為したり、信じたり、欲求したりすべきだということの証を立てるという性質（をもつもの）なのである。この「理由の（当為）証拠 reasons as evidence」説でも、理由ではなく当為（ともしかししたら証拠）が基本的な規範性の源になりうる。

この三つの立場には、様々な利点と欠点の指摘がすでになされ、その批判に対する弁護や改善の提案もなされている⁷。本発表ではそれらの議論を適宜参照しつつ、上の三つの立場すべてに反して、規範的理由に統一された本性はないという仮説を擁護する。

理由の帰属文には、当為説明説ではうまく説明できるが当為証拠説ではそうではないものも、その逆もある。そしてこれは私たちが理由という概念に対して持っているところがかかりが、理由というのは私たち（あるいは、彼らは）は「なぜ X すべきなのだろうか」「なぜ Y を信じるべきなのだろうか」等の規範的な問いに対する答えだという理解しにくいことからして予測できることである。こうした問いは、文脈によって、X すべき（あるいは Y を信ずるべき）ことの証拠を求めていることもあれば、X すべき（あるいは Y を信じるべき）ことの説明を求めているときもある。たとえば、なぜ三密を避けるべきなのか、という問いに対して、専門家の先生がそう言っているから、という証拠への訴えは、ある文脈（たとえば子供同士の会話）では適切な答えだが、別の文脈（たとえば、専門家に尋ねている場面）では不適切だろう。ここでは、新型コロナウイルスの感染を防ぐのに役立つから、といった説明への訴えが適切な答えなのだ。この「なぜ」の語用論的多様性を踏まえれば、理由にも多様性があって不思議はない。

上のような考察は、当為説明説や当為説明説が統一的な理由の理論となる可能性に疑義を投げかけるとともに、原始性質説にも疑いを投げかける。「規範的理由」と呼ばれているものは、文脈によって様々であって、同じなのは（哲学者が付けた）名前だけであるという懸念が生じるからである。理由によってすべての規範的事象を統一的に説明しようという理由基礎づけ主義の試みには、その基点において、理由の統一的本性の存在を定義の可能性を認めずに擁護する、という難題が横たわっているといえよう⁸。

⁴ 代表例は、Broome, J. (2013) *Rationality through Reasoning*. Blackwell.

⁵ 被説明項を別の事象（たとえば、事態の価値や、行為者本人の欲求の実現）とする変種も考えうる（前者の例は Finlay (2006, 7-8)、後者の例は Schroeder, M. (2007) *Slaves of the Passions*. Oxford University Press.）その場合には、その別の事象が理由より基本的な規範性の源ということになりうる。

⁶ 代表例は、Kerns, S. & D. Star (2009) "Reasons as Evidence." In R. Shafer-Landau (ed.), *Oxford Studies in Metaethics*, vol. 4, 215-242. Oxford University Press.

⁷ たとえば、以下を参照。Star, D. ed. (2018) *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*. Oxford University Press.

⁸ 同様の問題は、Schroeder (2007)のような、理由の説明説の変種を用いて、理由を欲求に関する事実に還元することで規範的事象すべてを自然化する試みにも生じる。